

調査・研究テーマ関連資料

平成26年8月1日
横浜市政策局

第31次地方制度調査会の検討状況

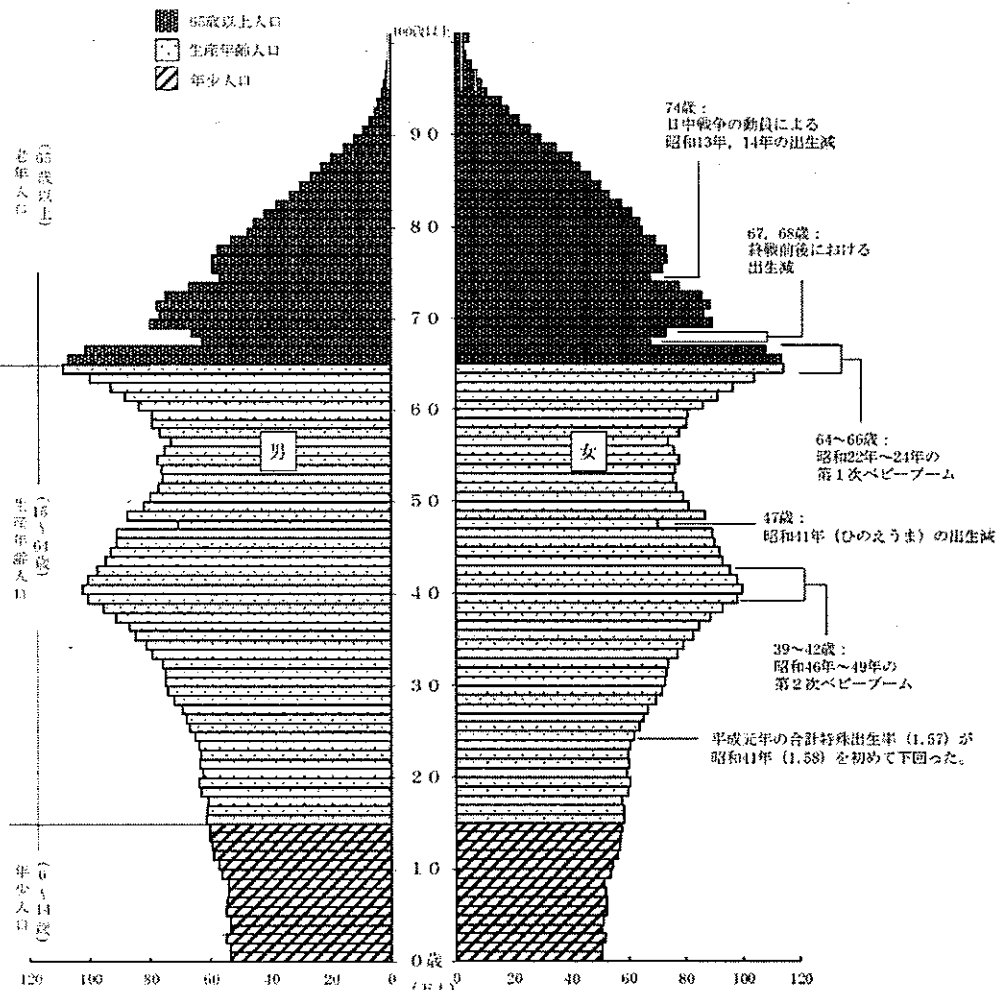
第31次地方制度調査会の検討状況

年月日	開催経過
平成26年 5月15日	第1回総会 <div data-bbox="517 416 2027 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>〈諮問事項〉 個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。</p></div>
5月28日	第1回専門小委員会
6月2日	第2回専門小委員会 地方6団体からの意見聴取 ※佐藤祐文 全国市議会議長会会長（横浜市会議長）出席
7月7日	第3回専門小委員会
7月23日	第4回専門小委員会
	⇒専門小委員会は、月1、2回程度開催される見込み

我が国の人口の動向について

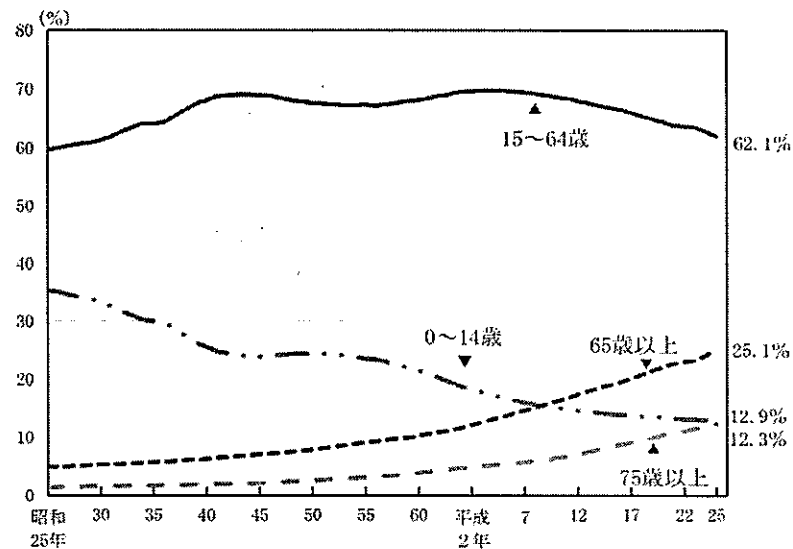
- 生産年齢人口(15~64歳)は32年ぶりに8000万人を下回った。
- 初めて4人に1人が65歳以上人口となった。

図1 わが国の人口ピラミッド(平成25年10月1日現在)



出典：総務省統計局「人口推計(平成25年10月1日現在)ー結果の概要ー」(平成26年4月15日公表)

図2 年齢3区分別人口の割合の推移(昭和25年~平成25年)



(出典)第31次地方制度調査会第3回専門小委員会資料

地方公共団体の現状

○ 人口5万人以下の市区町村が全体の約7割を占めており、残りの約3割の市区町村に人口の約8割が集中している。

人口規模	市区町村数	構成比	人口(万人)	構成比
1万未満	485	7割 [27.8%	248	2割 [1.9%
1～5万	693	割 [39.8%	1,766	割 [13.8%
5～20万	430	[24.7%	4,067	[31.7%
20～50万	99	3割 [5.7%	3,129	8割 [24.4%
50万以上	35	[2.0%	3,627	[28.3%
合計	1,742	100%	12,837	100%

総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成25年3月31日現在）」（平成25年8月28日公表）をもとに作成

（出典）第31次地方制度調査会第3回専門小委員会資料

合計特殊出生率の年次推移と平成25年合計特殊出生率

- 平成25年の合計特殊出生率は1.43で、前年の1.41より上昇。
- 東京都(1.13)、京都府(1.26)、北海道(1.28)等大都市を含む地域が低くなっている。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

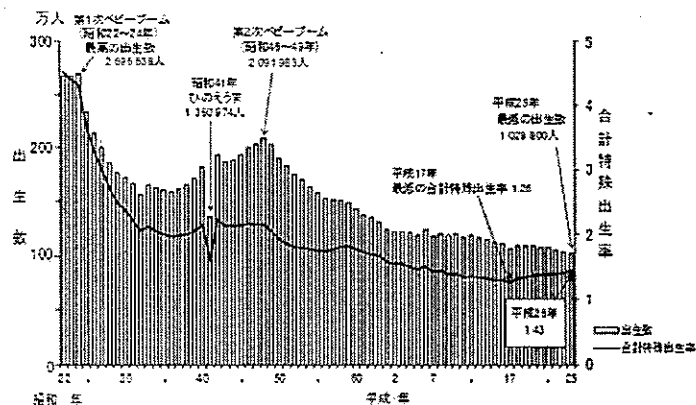


図3 都道府県別合計特殊出生率(平成25年)

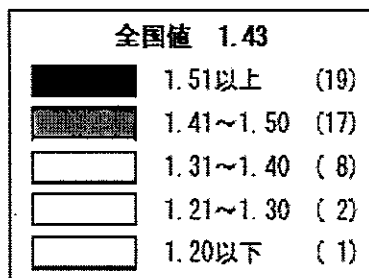
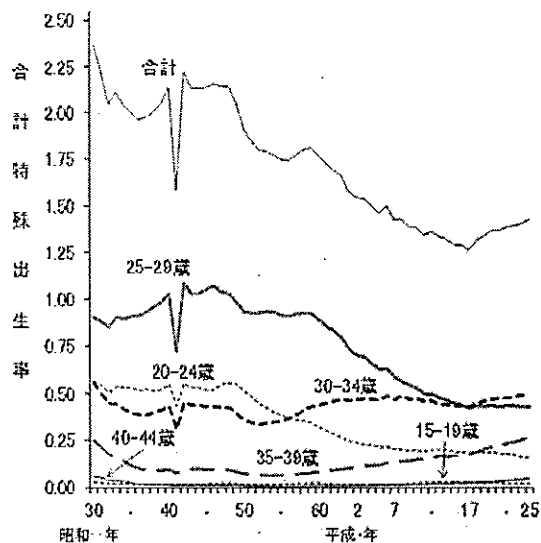


表 都道府県別にみた合計特殊出生率

都道府県	平成25年	平成24年
全国	1.43	1.41
北海道	1.28	1.26
青森県	1.40	1.36
岩手県	1.46	1.44
宮城県	1.34	1.30
秋田県	1.35	1.37
山形県	1.47	1.44
福島県	1.53	1.41
茨城県	1.42	1.41
栃木県	1.45	1.43
群馬県	1.41	1.39
埼玉県	1.33	1.29
千葉県	1.33	1.31
東京都	1.13	1.09
神奈川県	1.31	1.30
新潟県	1.44	1.43
富山県	1.43	1.42
石川県	1.49	1.47
福井県	1.60	1.60
山梨県	1.44	1.43
長野県	1.54	1.51
岐阜県	1.45	1.45
静岡県	1.53	1.52
愛知県	1.47	1.46
三重県	1.49	1.47
滋賀県	1.53	1.53
京都府	1.26	1.23
大阪府	1.32	1.31
兵庫県	1.42	1.40
奈良県	1.31	1.32
和歌山県	1.52	1.53
鳥取県	1.62	1.57
徳島県	1.65	1.68
香川県	1.49	1.47
愛媛県	1.57	1.54
高知県	1.56	1.52
福岡県	1.43	1.44
佐賀県	1.59	1.56
長門県	1.52	1.52
熊本県	1.47	1.43
大分県	1.45	1.43
宮崎県	1.59	1.61
鹿児島県	1.61	1.63
沖縄県	1.65	1.62
東京都	1.56	1.53
東京都	1.72	1.67
鹿児島県	1.63	1.64
沖縄県	1.94	1.90

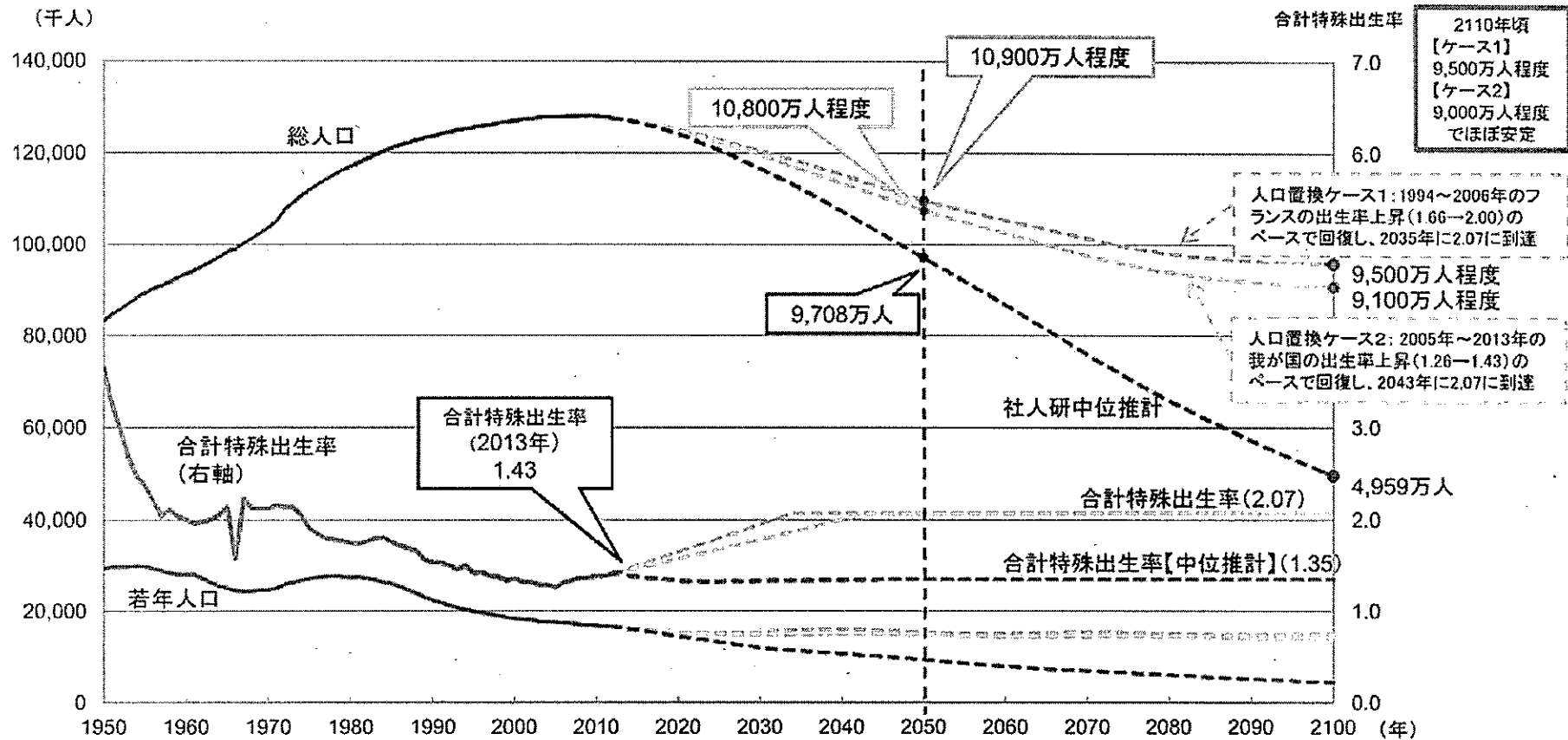
図2 合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)



出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成25年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(平成26年6月公表)

将来推計人口の動向（出生率回復の場合の試算）

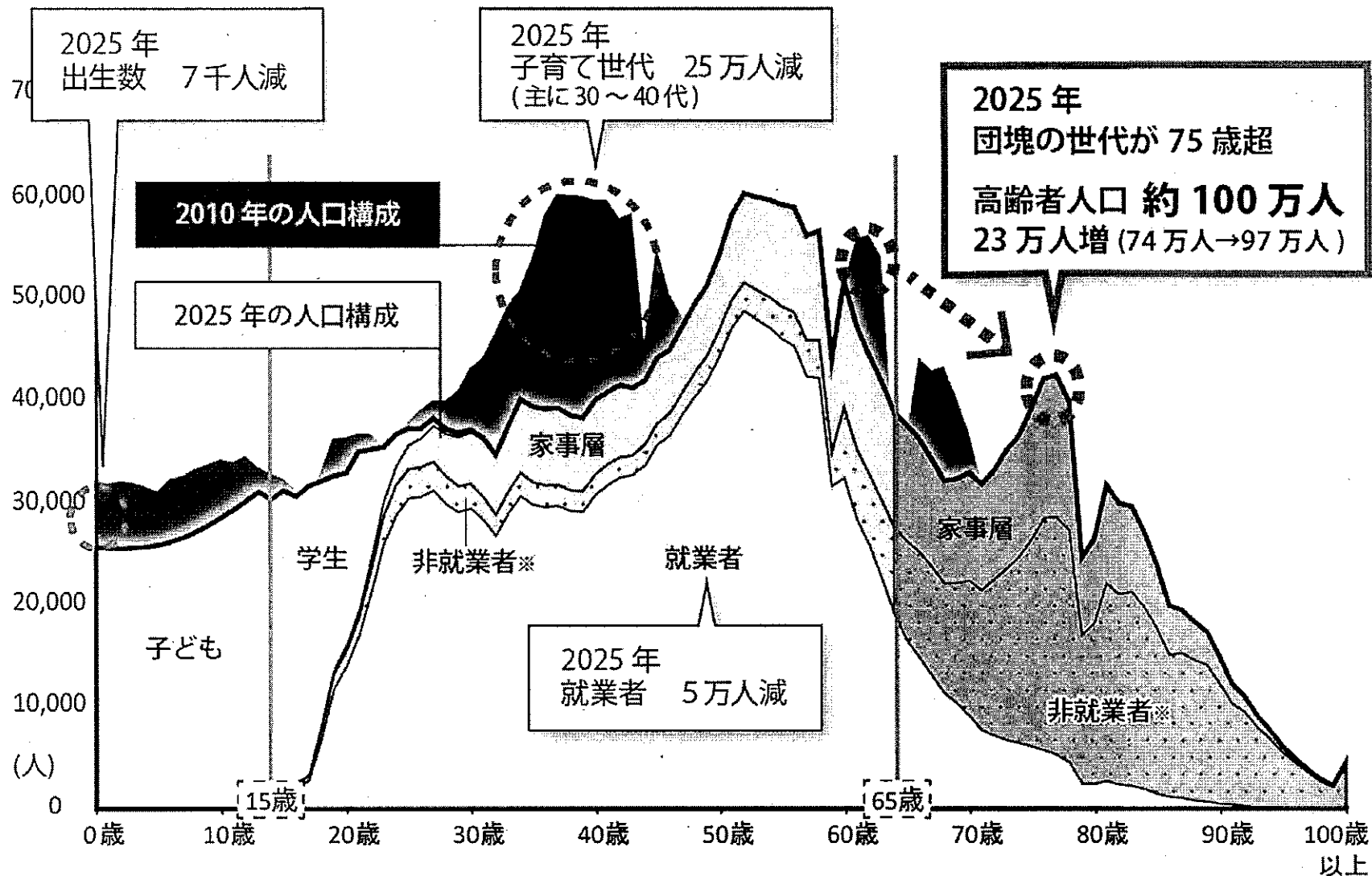
○ 社人研の中位推計（出生率1.35程度で推移）では、総人口は、2050年では1億人、2100年には5千万人を割り込むまで減少。



出典:国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料」(平成26年7月4日公表)

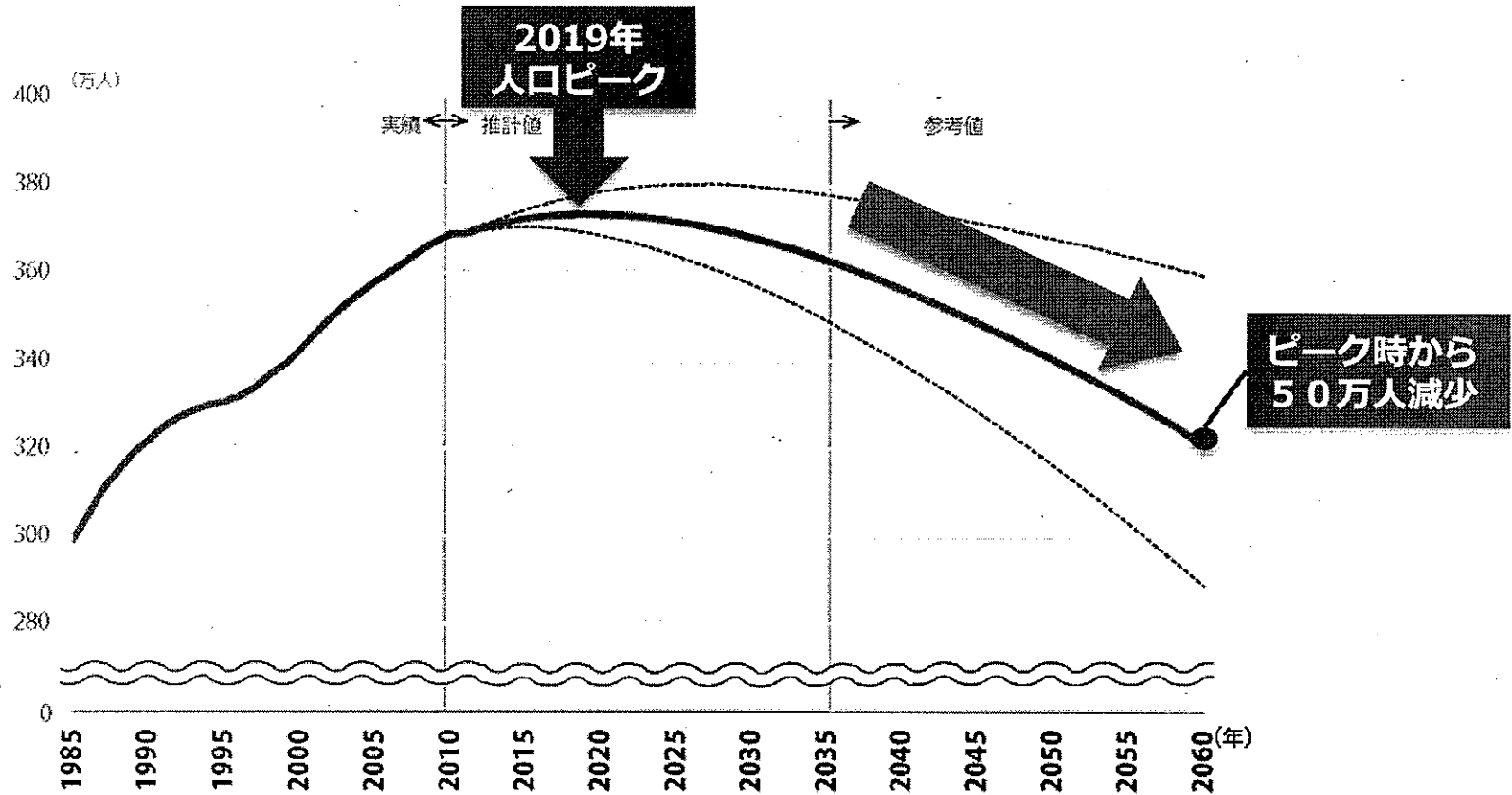
横浜市の人口構成の変化

- 2025年には団塊の世代が75歳超（高齢者人口約100万人）
- 2025年の子育て世代 25万人減、就業者 5万人減、出生数 7千人減



横浜市の将来人口の推計①

- 横浜市の人口のピークは2019年で、およそ373万6千人
- 2060年（参考値）には、ピーク時から約50万人減少し、約320万人となる



(単位：千人)

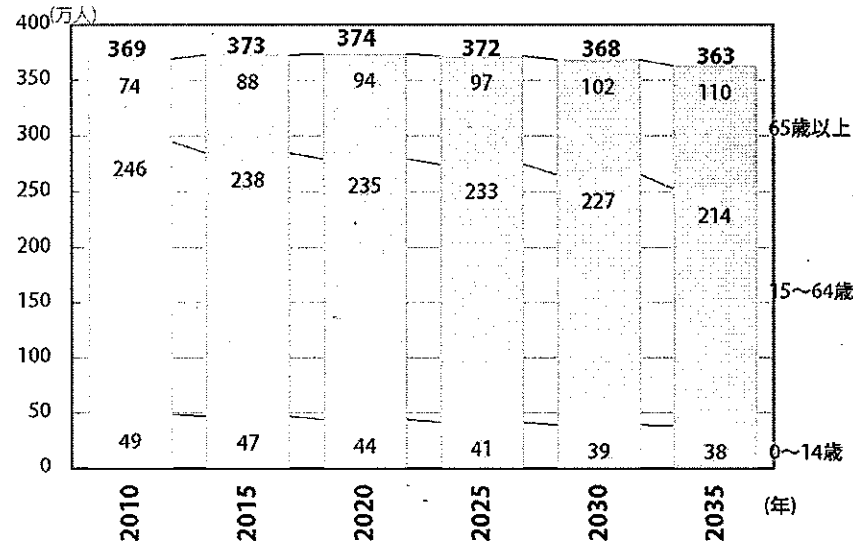
	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
	3,689	3,725	3,735	3,718	3,681	3,629	3,564	3,488	3,405	3,314	3,214
高位推計	3,689	3,747	3,789	3,804	3,799	3,779	3,750	3,716	3,680	3,640	3,595
低位推計	3,689	3,705	3,685	3,638	3,573	3,491	3,394	3,284	3,162	3,029	2,887

* 2040年以降は参考値

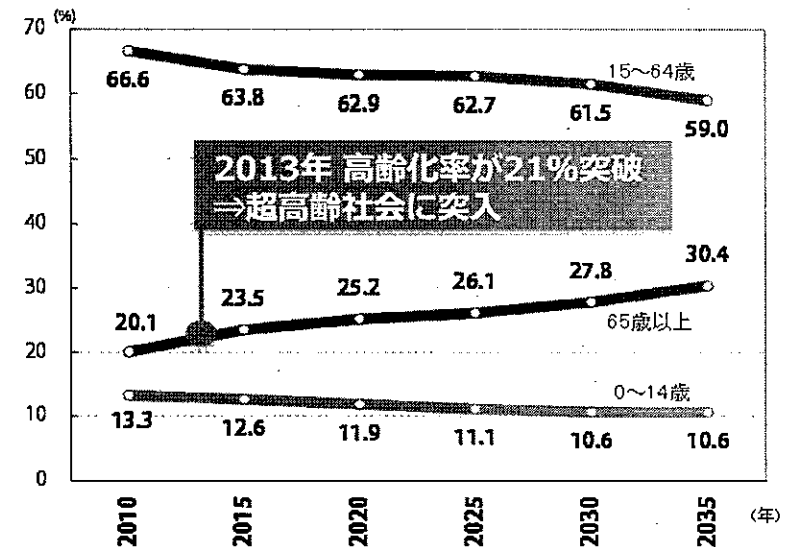
横浜市の将来人口の推計②

- 年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳）は増加
- 高齢化率も増加、人口ピーク時（2019年）で25.0%、2035年では、30.4%以上に
- 横浜市の高齢者人口・老人福祉費は、2035年には1.6倍に（2010年・2009年比）

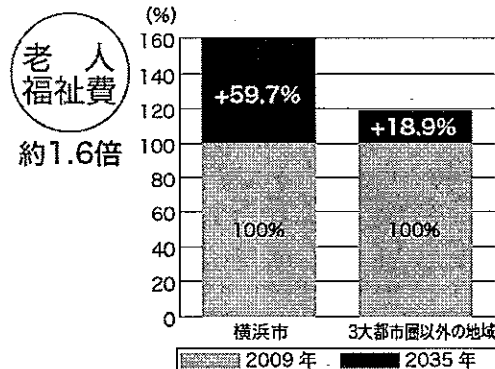
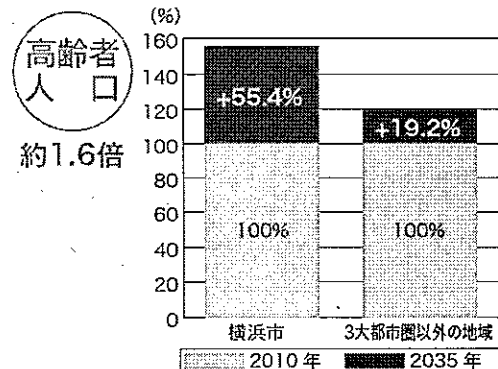
<図1 横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の人口>



<図2 横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の割合>



<図3 高齢者人口・老人福祉費の伸び>



出典：第30次地方創成調査第6回専門小委員会資料をもとに作成
※「3大都市圏」とは、東京都、名古屋圏及び大阪圏を指す

議会関連資料

「平成25年度大都市行財政制度特別委員会中間報告書」

(平成26年4月) (抜粋) ～区における議会機能部分～

6 まとめ

(2) 市及び区について

ウ 住民自治の強化と区選出市会議員の役割

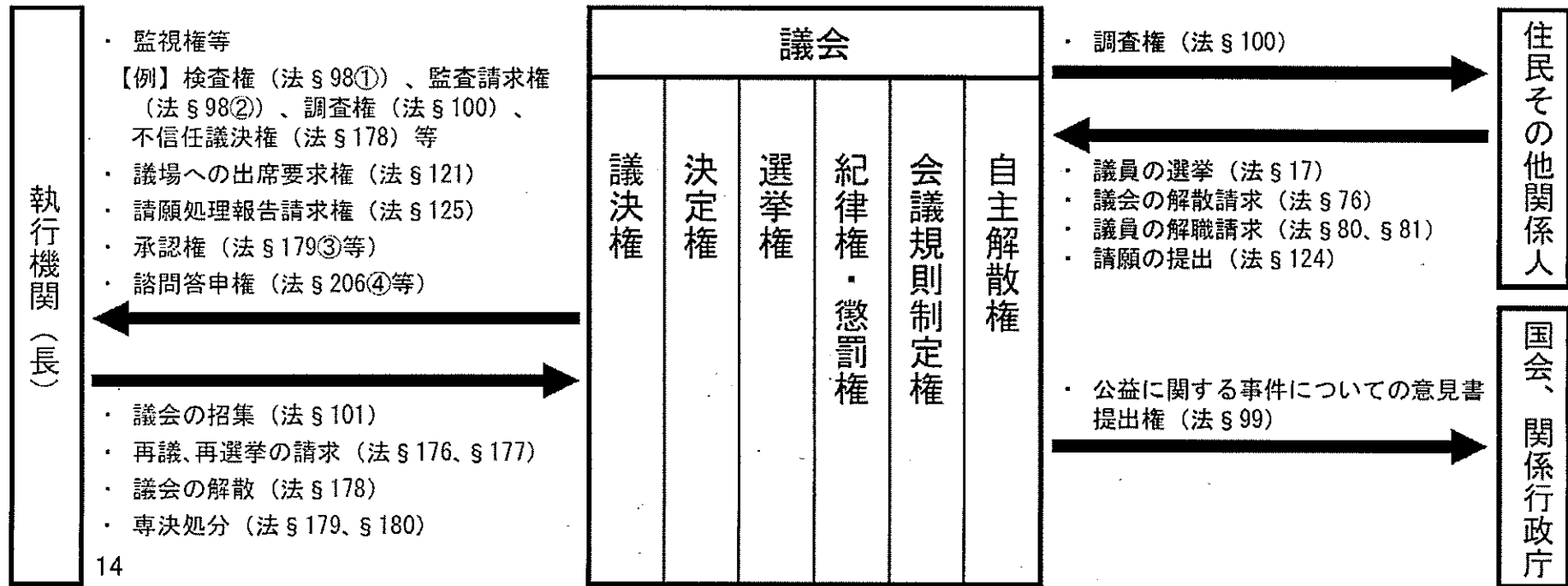
○横浜特別自治市大綱では、大都市の一体性を生かすため、特別自治市における区は行政区としている。区は法人格を持たず課税権や条例制定権は与えられないことになる。このことから、区に新たな議会を設けるのではなく、**区選出の市会議員が区政を民主的にチェックする仕組みを設けるなど、区政における区選出市会議員の役割や立場を明確化することで、意思決定機関としての機能を確保することは可能である。**

○新たな意思決定機関の仕組みについては、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる観点から、**市会議員が区議会議員の機能を兼務するような仕組みを創設するなど、横浜市の強みを生かす仕組みを検討していく必要がある。**その際には、各区選出の市会議員が各区で意思決定を行える仕組みを考える必要がある。また、複数区を方面別のような形でまとめ、複数区の市会議員が複数区の区政をチェックするという仕組みや、区選出の市会議員が区政を民主的にチェックする仕組みを原則とし交渉会派が議席を有しない区は当該交渉会派から市会議員1名がオブザーバーとして参加できる仕組みなども考えられる。

地方議会制度の概要について

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

〔議会の権限と執行機関との関係〕



人口区分別の地方議会の運営の実態

	町村	市区								都道府県	横浜市
		～5万人	5万人～ 10万人	10万人～ 20万人	20万人～ 30万人	30万人～ 40万人	40万人～ 50万人	50万人～	指定都市		
人口分布(人)	201人～ 53,857人									588,667～ 13,159,388	3,708,966
議員定数 (人)	12.7	19	22.7	27.4	32.6	37.6	41.7	47.1	61.5	58.2	86
議員1人あたりの 住民数(人)	898	1,846	3,127	5,156	7,685	9,133	10,740	13,020	21,139	39,561	43,128
定例会/臨時会 開催回数 (回/年)	(定例会) 4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.9	4
	(臨時会) 3.3	2.5	2.2	1.9	1.5	1.6	1.8	1.1	1.6	0.9	1
会期日数 (日/年)	46.1	77.6	86.2	92.9	89.7	97.4	89	98.7	105.9	99.2	139
議案件数 (件/年)	90.9	107.4	111.2	125.6	138.6	157.6	152.4	153.5	219.5	211.4	267
委員会設置数 (委員会)	6.1	7.3	7.4	8.5	9.4	9.3	10.1	13.1	13.4	10.2	15
議会事務局 職員数 (人)	2.5	4.6	5.9	8.6	13.2	15.8	18.1	20.3	45.1	40.3	58

※地方議会のあり方に関する研究会報告書（総務省）を基に作成。横浜市以外は、各人口区分別の平均値。

※横浜市の人口：H26.6.1現在、定例会/臨時会開催回数・会期・議案件数：H25実績、委員会設置数・職員数（条例定数）：H26.7現在

各区の議員定数と議員1人あたりの人口 (平成26年6月1日現在)

(人)

	人口 (A)	議員定数(B)	議員1人 あたり人口 (A/B)	【参考】 神奈川県議会 議員定数 (横浜市選出)
横浜市	3,708,966	86	43,128	42
鶴見区	281,336	6	46,889	3
神奈川区	235,426	5	47,085	3
西区	97,689	2	48,845	1
中区	147,176	4	36,794	2
南区	194,687	5	38,937	2
港南区	217,231	5	43,446	3
保土ヶ谷区	204,347	5	40,869	2
旭区	248,278	6	41,380	3
磯子区	162,767	4	40,692	2
金沢区	203,869	5	40,774	2
港北区	340,622	8	42,578	4
緑区	179,282	4	44,821	2
青葉区	308,456	7	44,065	4
都筑区	210,229	4	52,557	2
戸塚区	274,804	6	45,801	3
栄区	122,895	3	40,965	1
泉区	154,445	4	38,611	2
瀬谷区	125,427	3	41,809	1

議員定数と議員1人あたり人口の政令市比較

(人)

	人口 (A)	議員定数 (B)	議員1人あたり人口 (A/B)
札幌市	1,941,127	68	28,546
仙台市	1,071,383	55	19,480
さいたま市	1,249,829	60	20,830
千葉市	965,006	54	17,870
川崎市	1,458,542	60	24,309
横浜市	3,708,966	86	43,128
相模原市	722,552	49	14,746
新潟市	808,420	56	14,436
静岡市	707,183	53	13,343
浜松市	791,546	46	17,208
名古屋市	2,275,171	75	30,336
京都市	1,470,415	69	21,310
大阪市	2,685,076	86	31,222
堺市	840,190	52	16,158
神戸市	1,538,454	69	22,296
岡山市	713,978	46	15,521
広島市	1,184,785	55	21,542
北九州市	964,461	61	15,811
福岡市	1,515,995	62	24,452
熊本市	739,527	48	15,407

(参照) 人口：大都市推計人口（平成26年6月1日現在）
 議員定数：第30次地方制度調査会第16回専門小委員会資料

指定都市の区別の議員数①(札幌市～相模原市)

(単位:人)

北海道・札幌市				宮城県・仙台市				埼玉県・さいたま市				千葉県・千葉市				神奈川県・横浜市				神奈川県・川崎市				神奈川県・相模原市			
区	人口	道議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数
北海道	5,506,419	104		宮城県	2,348,165	59		埼玉県	7,194,556	94		千葉県	6,216,289	95		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107	
札幌市	1,913,545	28	68	仙台市	1,045,986	24	55	さいたま市	1,222,434	15	60	千葉市	961,749	14	54	横浜市	3,688,773	42	86	川崎市	1,425,512	17	60	相模原市	717,544	8	49
中央区	220,189	3	7	青葉区	291,436	7	15	西区	84,029	1	4	中央区	199,364	3	11	鶴見区	272,178	3	6	川崎区	217,328	3	9	緑区	176,192	2	12
北区	278,781	4	10	宮城野区	190,473	4	10	北区	138,630	2	7	花見川区	180,949	3	11	神奈川区	233,429	3	5	幸区	154,212	2	7	中央区	266,988	3	18
東区	255,873	4	9	若林区	132,306	3	7	大宮区	108,488	1	5	稲毛区	157,768	2	9	西区	94,867	1	2	中原区	233,925	3	10	南区	274,364	3	19
白石区	204,259	3	7	太白区	220,588	5	12	見沼区	157,143	2	8	若葉区	151,585	2	9	中区	146,033	2	4	高津区	217,360	2	9				
厚別区	128,492	2	5	泉区	211,183	5	11	中央区	96,055	1	5	緑区	121,921	2	6	南区	196,153	2	5	宮前区	218,867	3	9				
豊平区	212,118	3	7					桜区	96,911	1	5	美浜区	150,162	2	8	港南区	221,411	3	5	多摩区	213,894	2	9				
清田区	116,619	2	5					浦和区	144,786	2	7					保土ヶ谷区	206,634	2	5	麻生区	169,926	2	7				
南区	146,341	2	6					南区	174,988	2	9					旭区	251,086	3	6								
西区	211,229	3	7					緑区	110,118	1	5					磯子区	163,237	2	4								
手稲区	139,644	2	5					岩槻区	111,286	2	5					金沢区	209,274	2	5								
																港北区	329,471	4	8								
																緑区	177,631	2	4								
																青葉区	304,297	4	7								
																都筑区	201,271	2	4								
																戸塚区	274,324	3	6								
																栄区	124,866	1	3								
																泉区	155,698	2	4								
																瀬谷区	126,913	1	3								

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。
 ※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

(出典)第30次地方制度調査会第16回専門小委員会資料

指定都市の区別の議員数②(新潟市～堺市)

(単位:人)

新潟県・新潟市				静岡県・静岡市				静岡県・浜松市				愛知県・名古屋市				京都府・京都市				大阪府・大阪市				大阪府・堺市			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数
新潟県	2,374,450	53		静岡県	3,765,007	69		静岡県	3,765,007	69		愛知県	7,410,719	103		京都府	2,636,092	60		大阪府	8,865,245	88		大阪府	8,865,245	88	
新潟市	811,901	15	56	静岡市	716,197	13	53	浜松市	800,866	15	46	名古屋市	2,263,894	32	75	京都市	1,474,015	35	69	大阪市	2,665,314	28	86	堺市	841,966	6	52
北区	77,621	2	6	葵区	255,375	5	19	中区	238,477	4	14	千種区	160,015	2	5	北区	122,037	3	6	北区	110,392	1	3	堺区	148,748	1	9
東区	138,096	2	10	駿河区	213,059	4	15	東区	126,609	2	7	東区	73,272	1	2	上京区	83,264	2	5	都島区	102,632	1	3	中区	123,532	1	8
中央区	180,537	3	12	清水区	247,763	4	19	西区	113,654	2	6	北区	165,785	3	6	左京区	168,802	4	9	福島区	67,290	1	2	東区	85,444	※	1
江南区	69,365	1	5					南区	102,381	2	6	西区	144,995	2	5	中京区	105,306	3	5	此花区	65,569	1	2	西区	133,622	1	8
秋葉区	77,329	2	5					北区	94,680	2	5	中村区	136,164	2	5	東山区	40,528	1	2	中央区	78,687	1	2	南区	154,779	1	10
南区	46,949	1	3					浜北区	91,108	2	5	中区	78,353	1	2	山科区	136,045	3	6	西区	83,058	1	2	北区	156,561	1	9
西区	161,264	3	11					天竜区	33,957	1	3	昭和区	105,536	2	4	下京区	79,287	2	4	港区	84,947	1	3	美原区	39,280	※	1
西蒲区	60,740	1	4									瑞穂区	105,061	2	4	南区	98,744	3	5	大正区	69,510	1	3	※東区及び美原区で定数1			
												熱田区	64,719	1	2	右京区	202,943	5	9	天王寺区	69,775	1	2				
												中川区	221,521	3	7	西京区	152,974	3	6	浪速区	61,745	1	2				
												港区	149,215	2	5	伏見区	284,085	6	12	西淀川区	97,504	1	3				
												南区	141,310	2	5					淀川区	172,078	2	5				
												守山区	168,551	2	6					東淀川区	176,585	2	6				
												緑区	229,592	3	7					東成区	80,231	1	3				
												名東区	161,012	2	5					生野区	134,009	1	5				
												天白区	158,793	2	5					旭区	92,455	1	3				
																				城東区	165,832	2	5				
																				鶴見区	111,182	1	3				
																				阿倍野区	106,350	1	4				
																				住之江区	127,210	1	4				
																				住吉区	155,572	1	5				
																				東住吉区	130,724	1	5				
																				平野区	200,005	2	6				
																				西成区	121,972	1	5				

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

(出典)第30次地方制度調査会第16回専門小委員会資料

指定都市の区別の議員数③(神戸市～熊本市)

(単位:人)

兵庫県・神戸市				岡山県・岡山市				広島県・広島市				福岡県・北九州市				福岡県・福岡市				熊本県・熊本市				(参考)東京都・特別区			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	都議数	区議数
兵庫県	5,588,133	89		岡山県	1,945,276	56		広島県	2,860,750	66		福岡県	5,071,968	86		福岡県	5,071,968	86		熊本県	1,817,426	49		東京都	13,159,388	127	
神戸市	1,544,200	23	69	岡山市	709,584	19	46	広島市	1,173,843	25	55	北九州市	976,846	16	61	福岡市	1,463,743	22	62	熊本市	737,001	16	48	23区計	8,945,695	89	906
東灘区	210,408	3	9	北区	302,685	※8	20	中区	130,482	3	6	門司区	104,469	2	7	東区	292,199	4	12	中央区	185,065	4	12	千代田区	47,115	1	25
灘区	133,451	2	6	中区	142,237	4	9	東区	120,751	3	6	小倉北区	181,936	3	12	博多区	212,527	3	9	東区	188,959	4	12	中央区	122,762	1	30
中央区	126,393	2	5	東区	96,948	3	6	南区	138,190	3	7	小倉南区	214,793	3	12	中央区	178,429	3	7	西区	93,405	2	6	港区	205,131	2	34
兵庫区	108,304	2	5	南区	167,714	4	11	西区	186,985	4	9	若松区	85,167	2	6	南区	247,096	4	11	南区	123,922	3	8	新宿区	326,309	4	38
北区	226,836	3	10	※北区及び加賀郡(13,033人)で定数8	安佐南区	233,733	4	10	八幡東区	71,801	1	5	城南区	128,659	2	6	北区	145,650	3	10	文京区	206,626	2	34			
長田区	101,624	2	5		安佐北区	149,633	3	7	八幡西区	257,097	4	15	早良区	211,553	3	9					台東区	175,928	2	32			
須磨区	167,475	3	8		安芸区	78,789	2	4	戸畑区	61,583	1	4	西区	193,280	3	8					墨田区	247,606	3	32			
垂水区	220,411	3	10		佐伯区	135,280	3	6									江東区	460,819	4	44							
西区	249,298	3	11													品川区	365,302	4	40								
																目黒区	268,330	3	36								
																大田区	693,373	8	50								
																世田谷区	877,138	8	50								
																渋谷区	204,492	2	34								
																中野区	314,750	4	42								
																杉並区	549,569	6	48								
																豊島区	284,678	3	36								
																北区	335,544	4	44								
																荒川区	203,296	2	32								
																板橋区	535,824	5	46								
																練馬区	716,124	6	50								
																足立区	683,426	6	45								
																葛飾区	442,586	4	40								
																江戸川区	678,967	5	44								

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

(出典)第30次地方制度調査会第16回専門小委員会資料

大都市の市議会議員が区の議員等を兼ねている例

◎パリ(フランス)の区(Arrondissement)

1. 市議会議員と区議会議員

- ・20の区がそのまま選挙区となり、両者の選挙は同一の名簿により同時に実施。
- ・区ごとの市議会(定数163)と区議会(定数合計354)の定数の割合は、原則1:2。区議会の定数は最も少ない区でも10。
- ・各区議会での当選者のうち、各党派・各区ごとの名簿における上位者が同区選出の市議会議員を兼務。

2. 区議会の権限

- ・市議会と市民の間の媒介役(区内の問題に関して書面・口頭で質問)
- ・市議会の諮問機関(区内の事業や活動団体への助成、市の公共施設運営の条件等について事前に意見を述べる)
- ・地区の公共施設の管理機関として、その立地計画を決定(ただし、公共施設の一部は市の管轄であり、また費用支出の最終決定権は市議会が有する)。
- ・経常予算については、各区議会は、毎年、当該議会の経常収支の内訳を明らかにする区財政特別報告書を採択し、市の予算の付属文書として市議会に提出。

3. 区長

- ・区長は区議会・市議会の兼務議員の中から区議会で互選。区の代表と国の行政機関という二重の役割を負う。
- ・区の代表者として、区の土地利用、開発、公共施設整備等の事業に関して発言権を持ち、区内の公共住宅の半数の入居割当などの事務権限を市長から委任される。国の機関として、戸籍、選挙、義務教育、国民役務に関して市長の所轄する事務を行う。
- ・投資予算の議決権は市議会が有するが、採決前に市長と各区長により構成される公共施設計画会議への諮問が義務付けられている。

◎トロント(カナダ)のコミュニティ・カウンスル(Community Council)

1. 市議会議員とコミュニティ・カウンスル

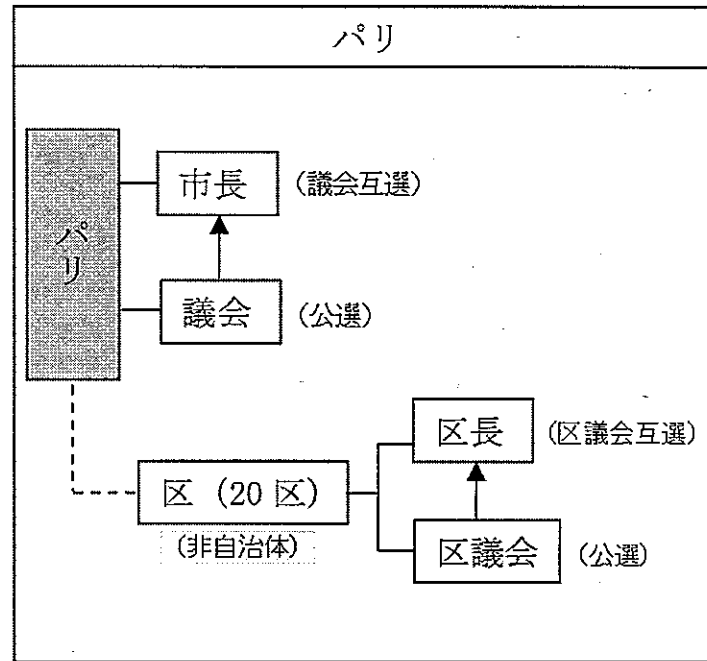
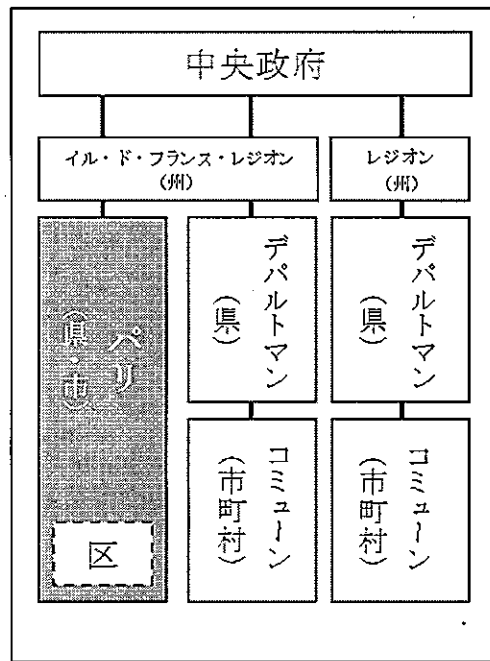
- ・コミュニティ・カウンスルは、市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の中に地域の声を反映させるため、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域(選挙区数10~12)ごとに設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となる。

2. コミュニティ・カウンスルの権限

- ・区域内の開発計画、交通・駐車規制等に関する市議会への提案
- ・柵の高さ等の規制の免除や路上カフェの免許等に関する決定権限
- ・住民が口頭又は文書による意見表明を行うことも可能

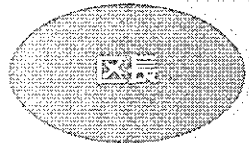
(参考文献:植村哲也(2009)「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向(三)」(「地方自治」第741号)、自治体国際化協会(2009)「フランスの地方自治」、トロント市ウェブサイト)

フランスの地方自治制度【パリ】



<パリの基礎情報(2006)>

- 人口 約218万人(区:1.8~24万人)
- 面積 約105km²(区:1~9km²)
- 区の位置付け 非自治体(行政区)



【選出方法】 市議会議員・区議会議員の兼務者から互選 (任期6年)
 【役割】 区の土地利用、開発、公共施設整備、戸籍、選挙、義務教育等

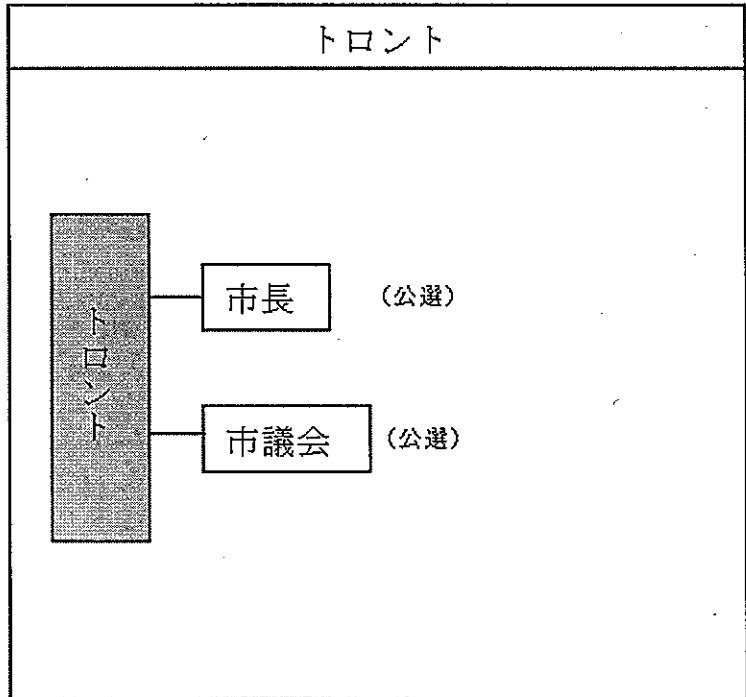
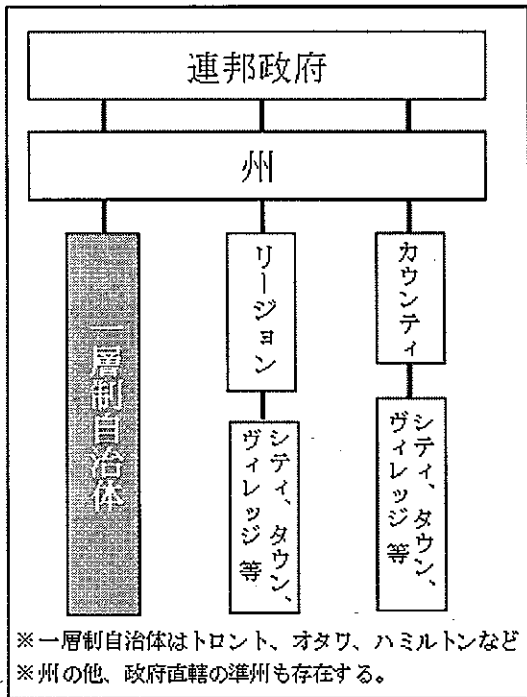


【選出方法】 公選 (任期6年)
 ※区議会に当選した議員のうち、各党派・各区の名簿における上位3分の1が
 同区選出市議会議員を兼務
 【役割】 市議会と市民の媒介役、市議会の諮問機関、地区の公共施設の管理機関



- 「近隣住区評議会」：区議会議員、住民、非営利社団で構成される諮問機関
- 「提案と諮問に関する区委員会」：非営利社団等に、区議会の議論に参加する機会を与える。

カナダの地方自治制度【トロント】



<トロントの基礎情報(2011)>
 ○人口 約262万人
 ○面積 約630km²

コミュニティカウンスル
 (コミュニティ委員会)

○市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域ごと(人口60~64万人)に設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となっている。

コミュニティカウンスル
 が誕生した経緯

○合併前の6つの旧自治体のアイデンティティが薄らぐことや、住民と自治体が遠くなることを防ぐため、州政府は、旧自治体(6区)ごとにコミュニティ・カウンスルの設置を合併法案に盛り込み、法案を可決させ、コミュニティ・カウンスルが誕生した。(1998年トロント市が誕生)
 その後、旧自治体(6区)の人口格差(10万人~65万人)を是正するため、2003年に6区から4区に区割りを変更した。